

相模原公園ドッグラン利用案内

相模原公園ドッグランの概要

相模原公園ドッグランは、神奈川県と公園の指定管理者が施設の維持管理を行い、特定非営利活動法人ドッグランネットワーク Pals が「民の力」を活かし、登録した会員が協力して運営します。利用者は、お客様としてドッグランを利用するのではなく、会員自身が運営管理者として協力し、会員同士の交流を深めて、当施設の安全・公正な運営を目指します。

会員は、犬のしつけや健康管理、飼主のマナーなど犬の正しい飼い方に関する啓発活動を行い、人と犬のふれあいの場を活用して、多くの人々が愛情豊かな生活を送ることができるよう地域社会に貢献するとともに、広く国内の愛犬家に向け情報を発信して、自他ともに認める誇りある相模原公園ドッグランの実現を目指します。

1／利用の資格

<人>

- (1) 原則として、毎月1回以上、1回に1時間の受付当番ができる方。神奈川県民であるかどうかは問いません。
ドッグランの運営、協力をするかたが会員になれます。
- (2) 利用規則をご理解いただいたうえで、「利用誓約書」及び「維持管理に関する同意書」と、「利用入会申込書」を提出すれば、会員として登録できます。
- (3) 登録した会員のみが利用できます。会員登録は、18歳以上からです。
18歳未満や一時利用を希望する会員の家族等非会員は会員の同伴によりご利用できます。同伴入場する場合は、「18歳未満・非会員同伴者入場用承諾ノート」に署名ください。

<犬>

- (1) 法律に基づき犬の登録を済ませた犬。犬鑑札を装着してください。
マイクロチップ装着した犬でも自治体によって犬鑑札の取付は従来通り義務づけられています。(除く川崎市)。
犬鑑札が発行されない市町村に居住の会員登録申込者は登録時に犬鑑札に替えて「登録証明書」の(写)を提出していただきます。
- (2) 「狂犬病予防注射」を年度ごとに注射している犬。「狂犬病予防注射済票」を装着してください。」
- (3) 3種以上の混合(コア)ワクチンの接種を1年以内に接種した証明書が必要です。

2／利用料

ドッグランの利用、及び会員の登録に関する費用は、現在、**無料**です。

3／開場日・時間 (別紙参照「年間スケジュール表」)

開場日 土・日・休日と水曜日

開場時間 時間は季節によって変動します。

4／利用規則

会員の皆様にご安全にご利用いただくための利用規則です。これを守れない方はドッグランを利用できません。

(1) 会員となるには相模原公園ドッグランの運営に協力していただく必要があります。

毎月1回(1時間)以上の受付当番を必須とします。

(2) 利用について

- ・ 会員証(人用・犬用)を入場時受付で提示する。
(狂犬病予防接種、(3種以上)ワクチン期限切れは利用できません。)
- ・ 狂犬病予防注射済票と犬鑑札は犬に装着されていること。
- ・ 首輪等を取り付け犬の行動が制御できる状態でリードを外すこと。
- ・ ノーリードにできるのは、フリーゾーンと小型犬優先ゾーン及び当番担当の犬が留守番する区域のみ。
- ・ 怖がっている犬を追いかけたり、吠え続けたり、マウンティングしたときは速やかにやめさせること。
- ・ ボールなどの遊び道具は利用可能。フリスビーは利用禁止。
※ボール利用の場合は飲み込み、他の事故にも十分に注意してください。
- ・ 犬に食べ物を与えること、人は飲食及び喫煙禁止。
熱中症予防など水分補給は可とします。
- ・ 犬のブラッシング(毛繕い)は禁止。
- ・ 犬の訓練、調教は禁止。
- ・ 乳幼児や18歳未満の児童、車椅子などの入場は注意してください。ベビーカーの入場はできません。※会員がトイレなどへ行く場合は同伴利用者も一時退場してください。非会員のみで利用はできません。
- ・ 犬がおしっこやマーキングをしたら水を十分にかけて流すこと。糞を放置しないこと。
退出する際に利用した場所をまわってフンが落ちていないか確認してください。
- ・ 営利を目的とする活動、宗教または、政治的宣伝を有する活動、公序良俗に反する活動等はできません。

(3) 犬の健康について

ノミなどの外部寄生虫、回虫などの内部寄生虫、伝染性の皮膚疾患にかかっている犬は利用できません。
またメス犬の場合、発情期間中は利用できません。

5／ドッグランにおける注意事項

- (1) 一人の会員が同時に利用できる犬の頭数は制限していませんが、複数の犬と入場する場合はそれぞれの犬に目配りでき、かつ制御できる範囲でお願いします。
- (2) リードを外すのはドッグラン内のみ。管理棟内ではリードをつないでケージに入れてください。
- (3) 万が一の際、犬を制御するために首輪の利用を推奨します。
- (4) 利用規則、開場時間、運用方法等は状況に応じて変更します。
各種の変更等はホームページやメール・掲示板等で案内します。

6／免責事項

ドッグラン内外での会員同士の問題はすべて当事者同士で解決してください。人或いは犬がけがをしても神奈川県、指定管理者及び NPO 法人ドッグランネットワーク Pals に対して損害賠償請求はできません。犬が当ドッグランにおいて、伝染性の疾病や皮膚疾患、内部及び外部寄生虫に感染しても損害賠償請求はできません。

7／犬のかみつき事故

犬が人や動物にかみついたり危害を加えた場合「神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例」により、直ちに所管の福祉保健所に届ける義務があります(怠ると 5 万円以下の罰金)。届出先は相模原市保健所生活衛生課環境衛生班(電話番号 042-769-8347、FAX 番号は 042-750-3066)

8／管理・運営について

【受付当番】

- (1)開場時は登録会員の交代で受付当番をします。受付当番がいなければドッグランを開場できません。
- (2)月に1回でもドッグランを利用するのであれば、受付当番を月に1回はしていただく必要があります。また月にドッグランを何回も利用する会員は、月に複数回の当番を引き受けていただきます。なお犬用会員証裏面に、当番を担当した日付印を押すことで当番の担当実績が分かるようにしています。
- (3)受付当番は、1時間交代で原則二人一組で担当します。「当番シフト表」のご都合の良い日時に氏名・会員番号を記入登録してください。
- (4)登録した当番が雨で担当できなかった場合は、当番をしたことにしています。次回来場時に受付担当の会員に申し出て、犬用会員証裏面の当番を登録した月の欄に、当番ができなかった日付印を押してもらってください。
- (5)都合により当番ができなくなった場合、ドッグランが開いている日には、ドッグランの専用携帯電話 090-6947-8877 に連絡してください、
- (6)開場日の最初と最後の受付当番の方には、それぞれ、施設の鍵の開・閉を行っていただきます。

【登録説明会】

登録説明会では説明、受付、会員証発行事務などお手伝いしていただきます。

【運営ミーティング】

毎月、運営に関すること、会員同士の意見交換のミーティングを行います。

9／会員証について

犬用会員証は当年度の狂犬病予防接種済であること。(3種以上)混合ワクチンの接種が1年以内であることを条件に有効とします。

10／施設について(別紙 施設概要図参照)

<ドッグラン>

ア フリーゾーンは犬の種類、大きさに関係なく利用できます。

イ 小型犬優先ゾーンは体高 40cmくらいまでの犬を優先する区域です。

<管理棟>

管理棟では受付当番の会員が利用者の入退場の確認を行います。開場時間中は、会員が当番制で1時間毎に交代します。管理棟の横に、当番に入った会員の犬が留守番できる場所があります。小型犬は管理棟内のケージを利用することもできます。ケージ利用の場合は、脱走防止のためリードはつないでください。

<駐車場>

ア 相模原公園又は隣接の麻溝公園の駐車場をご利用ください。

イ 管理棟裏に受付当番用の駐車場があります。この場所に駐車の場合は、当番が終わったら速やかに移動してください。

11/事務局 特定非営利活動法人ドッグランネットワーク Pals(パルス)

〒225-0021 横浜市青葉区すすき野3-2-1藤パークビル2階

電話番号 045-903-5654(月～金 9:00-17:00)

ホームページ <http://www.dogrun.net>

【らくらく連絡網】

雨天による閉場や行事などのお知らせが電子メールで配信されます

登録方法

5412397@ra9.jp 宛に「空メール」を送信してください。



👉管理当番受付 WEB【tol(トル)】

ドッグラン最新情報ページ(ブログ)



ドッグラン憲(犬)章

ドッグランを安全で快適に利用できるよう、
相模原公園ドッグランでは利用に関する規則を定めています。



- ・利用規則とマナーを守って、楽しく利用しましょう
- ・皆が気持ちよく、楽しく利用できるようにしましょう
- ・マナーはお互いに教わったり、教えたりしましょう
- ・ドッグラン周辺でも人に迷惑がかからないようにしましょう
- ・ごみやフンは持ち帰りましょう

管理運営に当たっている人は全員が当ドッグラン会員です。
管理運営にご協力ください。

2022年10月12日改定